

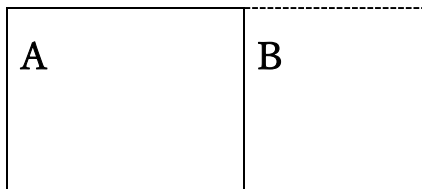
消防用設備等行政指導照会事項について

鳥栖・三養基地区消防事務組合 予防事務基準において、消防法第9条の4第2項、第10条第4項及び第17条第1項に関する事務処理基準をお知らせいたします。

1 消防用設備等関係

(1) 消防法施行規則第5条の3 無窓階の床面積算定について

B部分の破線部分が開放ならA部分の
30分の1で算定する。



(2) 屋外消火栓及び消防用水の面積の取扱いについて

設置基準の床面積は、次に掲げる通達を参照し判定するものとする。

- ① 床面積の算定について（昭和39年8月3日自消丙予発第93号）
- ② 床面積の算定について（昭和40年2月5日自消丙予発第17号）
- ③ 倉庫内に設ける荷物用の棚の取り扱いについて（昭和40年6月15日自消丙予発第106号）

(3) 連結送水管に設置する放水口に設ける放水器具の設置について

11階以上の建築物に設置する連結送水管の放水口に設ける放水器具の設置基準は、次のとおりとする。

省令で定める階以外(3階～10階)の放水口には、格納箱を設けて、放水器具として20mホース2本、筒先1本以上を設置すること。

(4) 連結送水管等の送水口の表示灯設置について

スプリンクラー設備、連結散水設備又は連結送水管の送水口には、赤色の表示灯を設置するよう指導するものとする。

(5) 液化石油ガス等の消火器の設置指導について

液化石油ガス300キログラム以上1,000キログラム未満の貯蔵については、10型消火器1個を設置指導する。

2 危険物関係

(1) 燃料消費量の算定について

排水機場、ボイラー及び発電設備等で燃料を使用するものの燃料使用量は、次により算定するものとする。なお、既存施設については従前での規制とするが、相談・申請があった場合は以下の算定方法に基づき指導を行う。

- ① 1日の計画消費量で算定
- ② 1日の計画消費量が不明の場合は、就業時間で算定
- ③ 災害時に使用する非常用のものについては、24時間の消費量で算定
- ④ 前3号で算定ができない事由がある場合は、消費に関し算定ができる関係図書を提出させ、それを参考に消費量を算定するものとする。

(2) 指定数量未満の危険物に対する消火器について

指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋外で貯蔵し又は取り扱う場合はABC粉末消火器10型1個を設置するよう指導するものとする。

(3) 指定数量未満の移動タンク車（以下「ミニローリー」という。）の取扱いについて ミニローリーについては、次の通り指導するものとする。

- ① ホースの長さは、20メートル未満とする。
- ② 車両荷台に設置する円筒型タンクは、計量器及び付属品が荷台の後部となる構造とするよう指導するものとする。